

平成29年度高知県立中学校・高等学校教員採用候補者特別選考審査 募集要項

平成29年5月17日
高知県教育長

募集職種 高知県立中学校・高等学校教員
受付期間 平成29年6月1日(木)から6月16日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)
審査日 平成29年7月16日(日)午前
審査会場 高知県教育センター本館(高知市大津乙181番地)
【申込み先・問合せ先】
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52(高知県庁西庁舎2階)
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL088-821-4903
教職員・福利課ホームページアドレス: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>

この選考は、高知県立中学校又は高等学校において、国際バカロレア教育を担当する教員を選考するための資料を充足するために実施します。

なお、採用は原則として平成29年9月1日付けとし、高知県立高知国際中学校が開校するまでの期間は高知県立高知西高等学校に配置する予定です。

1 審査の対象となる職種及び教科等

職 種	教 科	採用予定数
中学校・高等学校教諭	国語、社会、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭	2名程度

注 日本国籍を有しない者も受審可能ですが、任用に当たっては任用期限を付さない常勤の講師となります。

2 受審資格

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する者とし、日本国籍を有しない者については(1)から(7)までのいずれにも該当する者とし、

(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する中学校及び高等学校教諭の普通免許状(出願する教科に限る。ただし、高等学校教諭の地理歴史又は公民の普通免許状を有するものについては中学校教諭の社会の普通免許状とする。また、教員免許更新制において採用される日において有効なものとする。)を有する者

ただし、上記の普通免許状を有しない者であっても、同法第5条第4項に規定する次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するものは、同法第4条に規定する特別免許状(※注)の授与を前提として受審を認める。

(ア) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

(イ) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

なお、これに該当する者が採用候補者となった場合、別に高知県教育委員会が実施する特別免許状の授与に係る審査及び教育職員検定に合格し、採用される日の前日までに特別免許状の授与を受けることが必要です。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 国際バカロレア教員資格ACTL(advanced certificate in teaching and learning research)を有する者又は採用される日の前日までに取得見込みの者

イ DP(Diploma Program)若しくは MYP(Middle Years Program)の指導ができる国際バカロレアの教員資格CTL(certification in teaching and learning)を有する者又は同資格を採用される日の前日までに取得見込みの者であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、インターナショナルスクールその他の教育機関において、国際バカロレア教育に指導者として従事した期間が1年以上ある者若しくは同期間が採用される日の前日までに1年以上となる見込みの者

(3) 昭和43年4月2日以降に生まれた者(平成30年4月1日現在で満50歳未満の者)

(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(第1号の「被保佐人」には「準禁治産者」を含む。改正法(平成11年法律第151号)附則第3条)に規定する欠格条項及び学校教育法第9条に規定する欠格事由のいずれにも該当しない者

(5) 教員としての職務の遂行において、介護者を必要としない者

(6) 教育の在留資格を有している者又は採用される日の前日までに同資格を取得できる者

(7) 教員としての職務の遂行において、必要とされる日本語能力を有する者

3 出願手続

(1) 出願書類

次の①から④までの書類等に必要事項を記入して、3の(2)の②の受付期間内に提出してください。

- ① 願書・履歴書
外国籍の者は、氏名欄の外国籍の（ ）内に国籍を記入してください。
- ② 受審票
- ③ 実績調書
国際バカロレア教育の指導に係る資格を記載してください。また、国際バカロレア教育の指導に係る実績等がある場合についても記載してください。
- ④ 返信用封筒
92円切手を貼り、「住所」及び「氏名」（氏名を記入した後に「様」を記入のこと）を明記した長形3号(120mm×235mm)の封筒を2通同封してください。受審票送付と、審査結果通知に使用します。
- ⑤ 模擬授業のユニットプランナー
模擬授業のユニットプランナーについては別に定める様式に従って作成し、**平成29年6月30日(金)までに**教職員・福利課人事企画担当あてに提出してください。
なお、模擬授業の課題及びユニットプランナー様式は、平成29年5月19日(金)までに教職員・福利課のホームページ(URLは次のとおり)に掲載します。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>

(2) 出願の受付

① 出願方法

持参又は郵送(宅配便は不可)としますが、郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表に「IB特別選考審査願書等在中」と朱書してください。また、受審票が返送されるまで簡易書留の控えは保管しておいてください。

【提出先】 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (高知県庁西庁舎2階)
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当

② 受付期間

平成29年6月1日(木)から6月16日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)の、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、受付期間の末日午後5時15分必着としますが、それ以降であっても、平成29年6月16日までの消印のあるもので、6月20日までに届いたものに限り受理します。

(3) 募集要項

① 配布場所

教職員・福利課、高知県庁本庁舎玄関ホール募集要項コーナー、高知県教育事務所(東部・中部・西部)、高知県東京事務所、高知県大阪事務所、高知県名古屋事務所

② ホームページへの掲載

教職員福利課のホームページ(URLは3の(1)の⑤参照)からダウンロードして利用できます。

ただし、履歴書は、願書の裏面に印刷して利用してください。

(4) 受審票の交付

受審票は、受付期間終了後、受審番号等を記入して6月30日(予定)までに返送します。

7月7日(金)までに届かない場合は、教職員・福利課担当あてに至急ご連絡ください。

4 選考審査

(1) 日時

平成29年7月16日(日)午前の指定する時間

※ 当日の集合時刻は、受審票に記載して返送します。

(2) 会場

高知県教育センター本館(高知市大津乙181番地)

TEL088-821-4903(教職員・福利課人事企画担当)

(3) 内容

- ・ 模擬授業(口頭試問を含む。)
提出したユニットプランナーに沿って、導入の10分間程度行ってください。
併せて、模擬授業や国際バカロレア教育等について10分間程度試問します。
- ・ 面接審査
基本的資質、積極性、社会性、表現力、堅実性及び協調性等について20分間程度質疑応答を行います。

(4) 配点

模擬授業 (口頭試問を含む。)	面接審査	合計
30点	30点	60点

(5) 選考

模擬授業、口頭試問、面接審査及び提出書類等により総合的に判定します。

5 審査結果の発表等

- (1) 審査結果をもとに、平成29年度高知県立中学校・高等学校教員採用候補者名簿に登載します。同採用候補者名簿への登載の有無は、平成29年7月21日(金)午前9時に、教職員・福利課のホームページ(URLは3の(1)の⑤参照)に被登載者の受審番号を掲載するとともに、文書で受審者全員に通知します。
- (2) 願書等の出願書類において、虚偽の記載があった場合は、採用候補者名簿への登載を取り消し、採用しない場合があります。
- (3) 採用候補者名簿に登載された者は、別に指定する日までに、次の採用手続書類等を提出する必要があります。
①任用意志確認書類 ②健康診断書 ③申告した資格の所有証明書
- (4) 「2 受審資格の(1)に規定する普通免許状を有しない者が採用候補者名簿に登載された場合、特別免許状授与に係る教職員検定のため、別に指定する日までに次の書類等を提出する必要があります。
①卒業(修了)証明書(最終学歴のもの) ②学業成績証明書(最終学歴のもの)
③「2 受審資格」の(1)及び(2)に規定する免許状等の写し ④在留カードの写し

6 大学又は大学院修士課程在籍者等の名簿登載期間延長

大学又は大学院(教職大学院を含む。)に在籍して国際バカロレア教員資格を取得しようとしている者であって、「2 受審資格」の(2)のア又はイについて修得見込みであることにより出願したものが採用候補者名簿に登載された場合、出願時に申し出を行ったときに限り、採用候補者名簿の登載期間を平成30年3月31日まで延長できるものとします。

希望者は、「願書」の「名簿登載期間の延長希望」欄に○印を記入してください。

7 選考審査結果の情報提供

- (1) 対象者
選考審査受審者は、郵送又は口頭により選考審査結果の情報提供を申し出ることができます。
- (2) 申出期間
審査結果を受審者本人に通知する文書において指定する日から1月間
- (3) 申出方法
 - ① 郵送による請求
受審票から切り離した「選考審査結果情報提供申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、あて先を明記した返信用封筒(定形封筒に392円切手(簡易書留相当分)を貼付したもの)とともに、教職員・福利課担当あてに請求して下さい。
 - ② 口頭による請求
受審者本人に限り口頭で開示請求を行うことができます。教職員・福利課の窓口で、写真の添付された受審票を提示のうえ、お申し出ください。なお、本人確認ができませんので、電話による開示請求はできません。
上記(2)の申出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までの時間帯は除きます。)受け付けます。

8 勤務条件等(給与)

給料は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)等の規定に基づき、採用前の職歴に応じて決定されます。

また、教職調整額、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する人には、給料の調整額、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

9 その他

- (1) 問い合わせ
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL 088-821-4903
- (2) 悪天候により、審査日程等を変更する場合は、審査実施が予定されている日の前日の正午までに、教職員・福利課のホームページ(URLは3の(1)の⑤参照)に掲載します。

※注 特別免許状制度

特別免許状制度は、社会人で優れた知識経験や技能を有する者を学校教育に迎え入れ、学校教育の多様化とその活性化を図る観点から設けられた制度で、特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。

この教育職員検定の実施については、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）において次のように規定されています。

教育職員免許法第5条第4項

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

高知県教育委員会では、教育職員免許法第5条第4項各号のいずれにも該当する者が社会人特別選考によって採用候補者名簿掲載者になった場合、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしています。

【審査会場案内図】



高知県教育センター本館へのアクセス

- ◆住所 〒781-5103 高知市大津乙 181 番地
電話 088-866-3890 F A X 088-866-0074
- ◆列車・電車をご利用の場合
JR土讃線 土佐大津駅より徒歩約 15 分
とさ電交通 ごめん線 舟戸駅より徒歩 3 分
- ◆車をご利用の場合
JR高知駅より約 20 分 高知龍馬空港より約 25 分